

# 徳島腎不全看護研究会 会則

## [第1章 総則]

第1条〔名称〕 本会は徳島腎不全看護研究会と称する。

第2条〔事務局〕 本会の事務局を幹事の内1名が所属する施設内に置く。事務局は、役員会と連携し、本会の運営に努めなければならない。

## [第2章 目的および活動]

第3条〔目的〕 本会は腎不全看護に関する学術講演、研究発表、およびシンポジウムなどにより知識の向上を図るとともに、情報の交換により会員相互の交流の場とする。

第4条〔活動〕 本会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1.学術講演会
- 2.研究発表
- 3.シンポジウム
- 4.会員間の情報交換
- 5.その他、本会の目的達成に必要な事項

## [第3章 会員]

第5条〔会員〕 本会の会員は次の通りとする。

- 1.正会員
- 2.賛助会員

正会員は、本会の目的に賛同する看護職とする。

ただし、本会の活動（講演会など）に参加を希望する者は、これを妨げない。

賛助会員は、本会の目的に賛同する個人、または団体であって役員会の承認を得たものとする。

第6条〔入会〕 本会の会員は本会の活動（講演会など）に参加し、入会を希望する者とする。

入会を希望するものは、事務局に入会申し込み書を提出する。

第7条〔参加費〕 本会の会員および参加を希望する者は、本会の活動（講演会など）に際し、参加費を納入しなければならない。

第8条〔退会〕 退会は自由であり、退会を希望する者は事務局に連絡をする。

**〔第4章 役員〕** 本会には次の役員を置き、役員会を構成する。

1. 会長 1名
2. 幹事 若干名
3. 監事 2名

第9条〔会長〕

1. 会長は役員の中から役員会の推薦により、これを選任する。
2. 会長は会務を総理し、本会を代表する。
3. 会長は講演会などを主催し、役員会の議長となる。

第10条〔幹事〕

1. 幹事は会員の中から役員会の議を経て、会長が委嘱する。
2. 幹事は役員会を組織し、会務を施行する。

第11条〔監事〕

1. 監事は役員の中から役員会の議を経て、会長が委託する。
2. 本会を運営するにあたり、金銭の収支を管理する。

第12条〔役員の任期〕

1. 役員の任期は4年間とし、再選は妨げない。  
原則として、2期（8年）までとする。

**〔第5章 役員会および講演会などの開催〕**

第13条〔役員会〕

1. 役員会は原則として、会長が召集する。
2. 役員会は本会の目的達成のため努めなければならない。

第14条〔講演会など〕講演会・研修会を年1回以上開催する。

**〔第6章 規約および解散〕**

第15条〔規約〕 本会の会則を施行するために必要とされる規約は役員会の決定によって定める。

第16条〔解散〕 本会は、役員会の議決を経て会務総会（講演会等時）で報告しなければ解散することはできない。

附 則 この会則は平成21年8月4日から施行する。

別紙

「徳島腎不全看護研究会」役員会 名簿（敬称略）

会長：柏木英里子（亀井病院）

幹事：南 幸 （川島病院）

幹事：石井俊之（四国大学看護）

幹事：尾山正子（阿南共栄病院）

幹事：溝渕朝日（市民病院）

幹事：石田ゆうき（たまき青空クリニック）

幹事：三木真澄（麻植協同病院）

監事：住友美智代、折部知子（東徳島病院）